

## よくある質問

### 【貸付申請について】

**Q 1 修学資金を借りたいのですがどのようにすればよいですか？ 千葉県内での就職を考えていますが、学校は千葉県外でも申請できますか？**

**A 1** 養成施設に入学後、在学している養成施設に申請書類を提出してください。

また、養成施設は、社会福祉士及び介護福祉士法の規定により、文部科学大臣及び厚生労働大臣が指定した学校、都道府県知事の指定した学校を対象としていますので、千葉県福祉人材センターのホームページ及びWAM-NET等で確認してください。県外の養成施設でも指定を受けていれば対象となります。

**Q 2 養成施設入学前に修学資金を借りることはできますか？**

**A 2** 養成施設入学前に申請することはできません。

### 【返還について】

**Q 3 修学資金は、養成施設卒業後に5年間介護や相談等の業務に従事すれば、返還しなくてよいと思いますが、どのような場合に返還となるのですか？**

**A 3** 主な返還事由は以下のとおりです。

- ①養成施設を卒業しなかった（退学又は除籍）場合
- ②県内の従事先を退職して県外に転職した場合
- ③返還免除対象業務（介護・相談業務等）に従事しなかった場合
- ④資格が取得できなかった、又は返還免除になる前に資格を失った場合

**Q 4 介護福祉士（社会福祉士）として2年間業務に従事した後退職し返還となりましたが、返還すべき額について、2年間従事した分を減免できますか？**

**A 4** 原則として全額返還となります。例外として一部免除を適用できるか否かについては、退職等の理由について詳細を伺った上で、個別に審査・決定します。

**Q 5 連帯保証人あてに督促状が届きました。借受人は、現在別の職場で就労しており収入があるため、借受人にまず請求してほしいのですが、なぜ連帯保証人に督促が来たのでしょうか？**

**A 5** 連帯保証人は、借受人（債務者）と連帯して債務を負担しなければなりません。

連帯保証人には、催告の抗弁権（まず主たる債務者に催告すべき旨を請求すること）及び検索の抗弁権（保証人が主たる債務者に弁済をする資力があり、かつ、執行が容易であることを証明したときは、まず主たる債務者の財産について執行すべき旨の抗弁をすること）は認められていません。（民法第454条）

### 【連帯保証人について】

**Q 6 従事先の法人が連帯保証人となるにあたり、返還免除となる5年に満たないうちに退職した場合に違約金を求める旨の契約をすることや、返還免除になるまで5年**

**間従事する旨の誓約書を求めることはできますか？**

A 6 ご質問のような労働契約や誓約書の取り交わしは、労働基準法第16条の賠償予定の禁止及び同法第17条の前借金相殺の禁止等に抵触します。

連帯保証を引き受けることと労働契約は明確に切り分け、他の介護施設等での就労や退職の自由を妨げないようにしてください。

**Q 7 借受人が他法人への転職を申し出ているが、転職先の法人が連帯保証人を引き受けない場合は、転職を禁止することはできますか？**

A 7 ご質問のような理由で転職を禁止することは認められません。

**Q 8 従事先の法人として、修学資金の連帯保証と併せて、修学資金では足りない額の学費を借受人に貸しています。借受人が転職を申し出ているのですが、修学資金を含め貸付金の返還を条件としてよいですか？**

A 8 修学資金の貸付契約と、貴法人が直接借受人に貸した貸付契約は別物です。

修学資金は、千葉県内で返還免除対象業務に従事している間は返還猶予となるため、返還の必要はありません。従って、転職するに当たり、修学資金の返還を条件とすることはできません。

**Q 9 連帯保証人である従事先から、転職するなら介護福祉士修学資金と同じ金額を従事先に支払うよう言われました。転職先は千葉県内で介護の仕事をする予定ですが、今の従事先にお金を払わなければ転職できないのですか？**

A 9 転職先が千葉県内で従事内容が介護の仕事であれば、返還の必要はありません。連帯保証人である従事先にお金を払う必要もありません。

**Q 10 連帯保証人である従事先から、転職する前に連帯保証人を転職予定先の法人に変えるように言われました。転職予定先が連帯保証人を引き受けてくれない場合は、転職できないのですか？**

A 10 転職に当たり、連帯保証人を必ず変えなければならないという決まりはありません。原則として、貸付契約締結時の連帯保証人が、返還免除（又は返還完了）になるまで連帯保証人となります。転職予定先が連帯保証人を引き受けない場合でも、転職は可能です。その場合は、現在の従事先が引き続き連帯保証人となります。

**Q 11 どのようにすれば連帯保証人を変えることができますか？**

A 11 新たに連帯保証人を引き受けてくれる人（個人又は従事先を運営する法人）と、現在の連帯保証人と、借受人との三者間で連帯保証人変更について同意した後、千葉県社会福祉協議会へ連帯保証人変更申請書及び必要書類を提出してください。

審査結果はそれぞれに文書で通知します。不承認となった場合は、現在の連帯保証人のままとなります。なお、審査期間は1か月程度かかる見込みです。